

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		健康福祉センター西楽園利用証の交付
根拠条例・規則等名		さいたま市健康福祉センター西楽園条例施行規則
条 項		第 3 条 第 3 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	健康福祉センター西楽園利用証の交付を受けようとする者は、年齢等証明書類を提示のうえ、健康福祉センター西楽園利用証交付申請書により、市長に申請しなければならない。 市長は、上記の申請があったときは、健康福祉センター西楽園利用証を交付するものとする。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日設定 平成 27 年 8 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 31 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		